

屋久島町だいすき寄附条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

屋久島町長

屋久島町規則第18号

屋久島町だいすき寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、屋久島町だいすき寄附条例（平成20年屋久島町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の收受等)

第2条 寄附金は、寄附申込書（別記第1号様式）又は募集により受け付けるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、收受を拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取り扱いをした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第3条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、基金台帳（別記第2号様式）を作成するものとする。

(寄附金の額)

第4条 寄附金は、1口5千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(寄附者への報告)

第5条 町長は、条例第8条に規定する基金の処分を行った場合は、当該基金の事業への充当結果を寄附者に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

寄 附 申 込 書

一金 _____ 円也

上記のとおり、屋久島町だいき寄附条例に基づき寄附を申込みます。

年 月 日

屋久島町長 様

住 所 郵便番号 _____

(電話番号 _____ () _____)

氏 名
(団体名) _____ ⑩

《上記寄附金の使途内訳》

事業の区分	寄附口数	寄附金額
(1) 屋久島及び口永良部島における環境保全対策事業	__口×5,000円	円
(2) 屋久島及び口永良部島の活性化に関する事業	__口×5,000円	円
(3) 事業を指定しない	__口×5,000円	円

(注)

- 1 寄附口数、寄附金額欄も必ずご記入ください。
- 2 (3)の場合は、条例に基づき町長が事業の指定を行うこととなります。
- 3 氏名（団体名）、住所、寄附金額、使途内訳の情報について、ホームページ等での公開を望まれますか？

はい ・ いいえ（どちらかに、○をつけてください。）

☆メッセージ（ご自由にお書きください。）

